

- 「保育士試験の実施について」の一部改正について（令和8年2月27日付けこども家庭庁成育局長 通知）

規制改革の内容

特例措置前

高等学校卒業相当の保育従事者が保育士試験を受験するためには、受験申請時点で2年以上（2,880時間以上）の実務経験が必要。

特例措置

試験実施までに1年以上の実務経験があり、試験実施月から1年以内に2年以上（2,880時間以上）の実務経験が見込まれる場合は、受験を可能とする。

効果

保育士試験の受験機会の拡大・資格取得の早期化による保育士の確保に期待

規制改革の概要

現行

保育士試験の受験申請時点で**2年以上(2,880時間以上)**の実務経験が必要。

特例措置

試験実施までに1年以上の実務経験があり、試験実施月から1年以内に**2年以上(2,880時間以上)**の実務経験が見込まれる場合は、受験可能

保育士確保の課題

早期の資格取得で
保育士確保に寄与



実務経験(2年以上(2,880時間以上))の
達成期限【措置前】



実務経験(2年以上(2,880時間以上))の
達成期限【措置後】